

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康推進課																	
件 名	令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種事務用品の借上げ																	
契 約 内 容	新型コロナウイルスワクチン接種事業にかかる事務用品の借上げ ・西庁舎コールセンター用事務用品 ・新型コロナウイルスワクチン接種推進室用事務用品																	
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和4年7月31日																	
契 約 締 結 日	令和4年3月17日																	
契 約 相 手 方	エイトレント株式会社 西日本営業部 東海・名古屋営業所																	
契 約 金 額	1,457,346円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>【随意契約の理由】 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</p> <p>【業者選定の理由】 令和3年3月3日から継続して事務用品を借上げており、同業者から借上げることにより、搬入搬出費用の往復1回分の費用を軽減することができ、更に事務用品については、借上げ期間が長くなれば1月あたりの借上げ単価が下がるため、現在事務用品を借上げているエイトレント株式会社 西日本営業部 東海・名古屋営業所から借上げることにより他業者から借上げるよりも費用を抑えることができるため。</p>																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	非常用飲料水袋の購入について	
契 約 内 容	災害時における住民への応急給水手段の一つとして備蓄している水袋の補充として同一製品を購入するもの	
契 約 期 間	納入期日 令和4年3月18日	
契 約 締 結 日	令和4年3月8日	
契 約 相 手 方	ワールドウォーターバッグ株式会社	
契 約 金 額	179,960円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	現在備蓄している簡易水袋は製造元が直接製造・販売しているため、他社の取り扱いがなく、競争入札に適さないため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課